

ひがしかぐら森林公園等  
指定管理者募集要項

令和6年9月  
東神楽町

## ひがしかぐら森林公園等指定管理者募集要項

「東神楽農村公園」、「東神楽森林公園」及び「東神楽町河川敷運動公園」では、施設の運営管理を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者制度を適用しています。

このたび、各施設が令和7年3月末をもって現在の指定期間が終了することに伴い、「東神楽町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」、「東神楽農村公園条例」（以下「農村公園条例」という。）」、「東神楽森林公園条例」（以下「森林公園条例」という。）」及び「東神楽町河川敷運動公園条例」（以下「河川敷運動公園条例」という。）」に基づき、3施設の管理運営等を一体的に行う指定管理者を募集します。

### 1 東神楽農村公園及び東神楽森林公園の概要

- (1) 名 称 ひがしかぐら森林公園
- (2) 所 在 地 東神楽町基線 25 号 40 番地
- (3) 施設内容 ①森林公園キャンプ場（700名収容）  
②オートキャンプ場フローレ（50サイト）  
③森林公園パークゴルフ場（45H、距離2,199m、パー165）
- (4) 利用者数 【別表1】
- (5) 使用期間 4月1日から11月15日まで  
※但し、当該使用期間外であっても、観光客の誘客促進を目的とする事業については、提案を受け付けます。
- (6) 使用時間 午前7時から午後7時まで（キャンプ場の利用を除く。）
- (7) 留意事項 下記の指定期間内にリニューアルを予定しています。【別図】

### 2 東神楽町河川敷運動公園の概要

- (1) 名 称 14号パークゴルフ場、4号パークゴルフ場
- (2) 所 在 地 東神楽町14号北区画外、東神楽町ひじり野北2条9丁目2
- (3) 施設内容 ①14号パークゴルフ場（36H、距離1,908m、パー132）  
②4号パークゴルフ場（18H、距離920m、パー66）
- (4) 利用者数 【別表1】
- (5) 使用期間 4月1日から11月15日まで
- (6) 使用時間 午前7時から午後7時まで

### 3 指定の期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日の期間で、応募者から指定管理期間の提案を受けます。（期間の上限は、10年間とします。）なお、管理を継続することが適当でないと認められるときは、期間中であっても指定を取り消すことがあります。

### 4 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 各施設を適切かつ有効に活用し、住民福祉の向上と観光客の誘客促進を図ること。
- (2) 町民及び町外者の交流の場として、また、地域振興の拠点となる施設を目的とすること。
- (3) 業務の遂行に係る法律や条例等の内容を十分理解して、管理運営を行うこと。
- (4) 町民や利用者の意見・要望を管理運営に反映させること。
- (5) 平等な利用を確保し、公平かつ適正なサービスの提供を行うこと。
- (6) 業務に関連して取得した利用者等の個人情報等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (7) 利用者の安全確保に十分配慮すること。
- (8) 施設設備及び物品の維持管理を効率的かつ適切に行い、管理運営費の節減に努めること。
- (9) 職員の雇用にあたっては、可能な限り地域住民の雇用に努めること。
- (10) 物品の調達や食材の仕入れ等にあたっては、可能な限り地域の産物を使用し、地域商店等との取引に努めること。
- (11) その他、町長が必要と認める事項。

## 5 指定管理者の業務等

指定管理者は、各施設の管理運営のため次の業務を行うこととします。

- (1) 施設の管理運営に関する業務
  - ① 職員に関すること
    - ア. 施設の効率的な運営のための適切な人員の配置
    - イ. 施設の適正な運営のための職員の勤務形態の整備
  - ② 業務に関すること
    - ア. 賃金等の支払事務
    - イ. 利用料金等の徴収経理
    - ウ. 管理日誌等の整備
    - エ. 売店等の運営管理
- (2) 利用料金の徴収に関する業務
- (3) 施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
  - ア. 施設の修繕等
  - イ. 飲料水の水質検査
  - ウ. 電気設備保安業務
  - エ. 浄化槽の維持管理・点検
  - オ. 施設の保全管理
  - カ. 施設内外の清掃（草刈り・枝打ちを含む）
  - キ. 火災盗難の予防
  - ク. 施設内機械器具の管理点検及び燃料の補充
- (4) その他、施設の運営に関して町長が特に必要と認める業務

- ア. 緊急時対策、防犯・防災対策に係る職員への指導
- イ. 個人情報の保護の体制確保及び職員への周知・徹底

## 6 管理運営・経費等について

### (1) 利用料金制度

施設の管理、運営については、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用します。指定管理者は施設等の利用料金を以下の各条例で定める利用料金の範囲内で町長の承認を得て定め、収入とします。

- ① 農村公園条例 【別表 2 の 1】
- ② 森林公園条例 【別表 2 の 2】
- ③ 河川敷運動公園条例【別表 2 の 3】

従って、施設運営に係る収支について責任を負うことになり、施設の利用を促進し収入の確保を図る必要があります。なお、利用料金の範囲内で独自に料金を設定する場合は、必ず事前に町と協議することが必要です。

### (2) 指定管理料

指定管理料は、利用料金の収入をもって施設の運営を行うことを原則とし、応募者から提案があれば協議も可能とします。ただし、自然災害等予測不可能な事態が生じた場合は、別途協議とします。

### (3) 指定納付金

指定納付金は、利用料金の余剰又は収益の一部について、町へ納付するもので、応募者から提案を受けます。ただし、自然災害等予測不可能な事態が生じた場合は、別途協議とします。

### (4) 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、自身の法人その他の団体（以下「団体等」という。）と独立した会計帳簿及び経理規定を設けるとともに、収入及び経費については、自身の団体等の口座とは別の口座で管理することとします。また、他の公の施設の指定を受ける場合などは、本指定管理施設と区分できるようにしてください。

## 7 町と指定管理者とのリスク分担

町と指定管理者との管理業務に関するリスク分担については、別表 3「リスク分担表」のとおりとします。なお、不測のリスクが生じた場合や疑義がある場合には、協議のうえ、リスク分担を決定します。

## 8 指定管理者が果たすべき責任

### (1) 法令等の遵守

指定管理者は、施設の管理にあたって、次に掲げる法令、その他関係法令等を遵守してください。（指定期間中に規定する法令等に改正があった場合は、改正後の内容とします。）

- ① 地方自治法、地方自治法施行令その他行政関連法規

- ② 東神楽町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 15 年条例第 23 号）
- ③ 東神楽農村公園条例(平成 14 年 3 月 27 日条例第 9 号)
- ④ 東神楽森林公園条例(平成 14 年 3 月 27 日条例第 10 号)
- ⑤ 東神楽町河川敷運動公園条例(平成 14 年 3 月 27 日条例第 11 号)
- ⑥ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ⑦ 東神楽町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 2 号）、東神楽町情報公開条例（平成 12 年条例第 39 号）
- ⑧ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）ほか労働関連法規
- ⑨ 建物等における衛生的環境の確保に関する法律ほか衛生関連法規
- ⑩ その他、各施設の管理運営に関し必要な関係法令、条例、規則及び要項等

## (2) 安全管理

指定管理者は、安全管理の徹底のため、法令等を遵守したマニュアル（以下「安全管理マニュアル」という。）を作成し、従事者に周知徹底を図り、安全対策に万全を期さなければなりません。

## (3) 個人情報の保護

指定管理者が施設の管理を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために個人情報保護取扱規程を定める等、必要な措置を講じなければなりません。個人情報の漏えい等の行為に対しては個人情報の保護に関する法律に基づく罰則が適用されます。

## (4) 情報公開

指定管理者が管理を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途指定管理者において規定を定めるなど適正な情報公開に努めなければなりません。

## (5) 文書の管理・保存

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領した文書等は、東神楽町公文書管理条例等の趣旨に従い、別途指定管理者において規定等を定め、適正に管理・保存しなければなりません。また、指定管理終了時に、町の指示に従って引き渡さなければなりません。

## (6) 守秘義務

指定管理者及びその職員は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者へ漏らすことや、自己の利益のために使用してはいけません。指定管理者の指定期間が終了した後、又は職員がその職を退いた後においても同様とします。

# 9 事業実施状況の監視等

## (1) 立入検査

町は、必要に応じて、施設、物品及び各種帳簿等の現地調査を行う場合があります。

## (2) モニタリング

町は、指定管理者の業務が適正に運営され、必要なサービス水準が確保されているかを把握するため、必要に応じてモニタリングを行います。指定管理者は、町が指定する報告書を提出する義務があり、モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、町は改善措置を講じる等の指導を行います。さらに必要な場合は、業務の停止や指定の取り消しを行うことがあります。

## (3) 利用者アンケート等の実施

施設利用者の利便性向上等の観点からアンケート等により施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について、町に報告していただきます。

## (4) 帳簿類等の提出要求

東神楽町監査委員等が町の事務を監査するにあたり、必要に応じて指定管理者に対し実地調査、又は帳票書類その他記録、税務申告書の写しの提出を求めています。

# 10 指定の取消し・損害賠償等

## (1) 指定管理者の責任履行に関する事項

- ① 指定管理者は施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに町に報告しなければなりません。
- ② 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに町に報告しなければなりません。
- ③ その他、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定書の定めることとします。

## (2) 事業の継続が困難となった場合の措置

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、町は指定の取り消しをできるものとします。その場合、町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。
- ② 不可抗力等、町及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。
- ③ 指定管理者の指定取り消し後、他（選定時に決めていた場合は、「第2順位、第3順位」）の法人等と指定管理者候補者として協定締結について協議を行うことがあります。
- ④ その他、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

## (3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、町と指定管理者が誠意をもって協議するものとします。

## (4) 業務の引継ぎについて

指定期間の終了または、指定の取り消し等により、町または町が指定する者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力していただきます。

## 11 指定管理者の応募資格等

### (1) 応募資格

応募者は、団体等又は複数の団体等により構成された共同企業体等(以下「共同企業体」という。)であって、指定期間中、安全かつ円滑に施設の管理運営を行うことができるものとします。

### (2) 共同企業体の応募について

- ① 共同企業体で応募する場合は、応募時に共同企業体を結成することとします。
- ② 構成員の中から代表構成員を決めてください。
- ③ 協定書の締結にあたっては、共同企業体の構成員すべてを協定の当事者とします。
- ④ 選定後の協議は、代表構成員を中心に行いますが、協定書に関する責任は、共同企業体の構成員すべてが負うこととなります。

### (3) 複数応募の禁止

- ① 単独で応募した団体等は、共同企業体で応募することはできません。
- ② 共同企業体で応募した団体等は、ほかの共同企業体の構成員となることはできません。

### (4) 共同企業体の構成員の変更

共同企業体で応募した場合、原則その構成員の変更は認めません。

### (5) 欠格条項

次に該当する団体等(共同企業体の構成員である場合も含む。)は応募者となることができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項に規定する団体等。
- ② 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、町又は他の地方公共団体から指定管理者の取り消しを受けたことがある団体等。
- ③ 募集時に町から指名停止措置を受けている団体等。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生手続等を行っている団体等又は銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される団体等。
- ⑤ 団体等又はその代表者及び共同企業体の構成員が町税等(団体等においては、町税・消費税及び地方消費税・町水道使用料及び下水道使用料、代表者においては、町税・町水道使用料及び下水道使用料)の滞納がある団体等。
- ⑥ 指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同法第166条第2項において準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触する町の議員、町長、副町長、委員会の委員長又は委員が支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任している団体等(町が資本金その他これに準ずるものを出資している団体等を除く。)

⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体等。

（注）指定申請時点で、欠格条項に該当しなかった団体等が、以後、欠格条項に該当することとなった場合は、指定管理者の指定を行わず、又は指定の取消し等を行うことがあります。

## 12 現地説明会の開催及び募集要項等に関する質問書の受付

### (1) 現地視察会

開催日 令和6年9月10日（火）

※令和6年9月8日（日）までに「現地視察会の参加申込書（書式3）」により、事前申込が必要です。

※申込先：産業振興課

（電話：0166-83-2114 又はメール：shoko@town.higashikagura.lg.jp）

開催時間 午前9時

開催場所 ひがしかぐら森林公園、14号パークゴルフ場

### (2) 募集要項等に関する質問書の受付

募集要項等の内容に関する質問を「質問書（書式4）」により次のとおり受け付けます。

受付期間 令和6年9月2日（月）～9月12日（木）午後5時まで

提出方法 産業振興課へ持参、郵送、FAX、電子メールにより受け付けます。

回答方法 令和6年9月17日（火）までに町ホームページで公開します。

## 13 指定申請書等の提出

### (1) 提出書類

申請にあたって【別表4】に記載されている書類を町に提出してください。なお、町が必要とする場合は追加資料の提出を求めることがあります。

### (2) 提出期限

令和6年9月27日（金）午後5時までとします。（土曜日、日曜日を除く。）

※提出期限後の変更及び追加は認めません。

### (3) 提出場所

東神楽町複合施設はなのわ2階 東神楽町総務課

（〒071-1592 東神楽町南1条西1丁目3番2号）

### (4) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便）のみとします。ただし、郵送による場合は締切日必着とします。その他FAX等での提出は受け付けません。

### (5) 提出部数

2部（正本1部、副本1部）とします。

### (6) 提出にあたっての留意事項

① 提出された書類の内容を変更することはできません。（軽微なものを除く。）



- ② 提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、町は指定管理者の決定の公表等に必要の場合は提出内容を無償で使用できるものとします。なお、提出書類は理由の如何にかかわらず返却しません。
- ③ 申請書類を提出した後に辞退する場合は、「辞退届(書式2)」を提出してください。
- ④ 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑤ 東神楽町指定管理者候補者選定委員会の委員、町の職員、その他本件関係者に対する本申請についての個別接触を禁じます。
- ⑥ 提出書類は、東神楽町情報公開条例の規定に基づき公開することがあります。
- ⑦ 応募に際して必要な経費は、すべて応募者の負担となります。

#### (7) その他

指定管理者指定申請書等を提出する団体等は、書類を提出する意思を明記した応募意思確認書(様式6)を、持参、郵送又はメール(soumu@town.higashikagura.lg.jp)により9月20日(金)午後5時までに提出してください。

### 14 指定管理者候補者の選定方法

公募型プロポーザル方式により選考を行います。

#### (1) 書類審査

- ① 東神楽町指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、選定基準に基づき書類審査を行います。選定委員会の会議は非公開とします。  
※必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

#### (2) プレゼンテーション

- ① 実施方法は、原則対面により、応募者の代表者等から事業計画書等の説明と選定委員会の委員から質疑を行います。
- ② プレゼンテーションに要する経費は、すべて応募者の負担となります。

#### (3) 選定結果の通知及び公表

選定結果については申請者全員(共同事業体の場合は代表団体宛)に書面で通知するとともに、公表します。

#### (4) 選定審査対象からの除外

- ① 選定審査に対し、不当な要求等を申し入れた場合
- ② 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 提出書類等の提出期限を経過してから提出書類が提出された場合
- ④ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑤ その他不正な行為があった場合

#### (5) 再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理とすることができない事情が生じたときは、審査において次点となったものから順に候補者を決定できることとします。

### 15 選定方法及び選定基準

候補者選定基準については、下記のとおりとします。

- (1) 町民の平等な利用が確保されること。 (20点)
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (20点)
- (3) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有していると認められること。 (20点)
- (4) 施設の管理に係る経費の縮減が図られること。 (20点)
- (5) その他町長等が当該施設の性質又は目的に応じて別に定める基準 (20点)

## 16 指定管理者の指定及び協定の締結

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には東神楽町議会の議決が必要です。原則として選定された指定管理者候補者を東神楽町議会に上程し、議決を経たのち、指定管理者として指定する予定です。なお、指定については、指定の相手先に書面で通知するとともに、告示を行います。

### (2) 協定の締結

東神楽町と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項について協議のうえ協定を締結します。

### (3) 留意事項

- ① 指定の議決を経るまでの間に、指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても指定しないことがあります。
- ② 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当したときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
  - ア. 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
  - イ. 資金事情の悪化等により、事業の履行に支障があると認められるとき。
  - ウ. 社会的信用の失墜などにより、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 17 決定までのスケジュール

令和6年9月 2日 (月)	申請受付開始
令和6年9月 8日 (日)	現地視察会参加申込期限
令和6年9月10日 (火)	現地視察会
令和6年9月 2日 (月) ~9月12日 (木)	質問受付期間
令和6年9月17日 (火)	質問書の回答
令和6年9月20日 (金)	応募意思確認書提出期限
令和6年9月27日 (金)	応募書類提出期限
令和6年9月30日 (月) ~10月11日 (金)	審査 (プレゼンテーション)
令和6年10月中下旬	選定結果の通知
令和7年4月 1日 (火)	業務開始予定

## 18 問い合わせ先

(1) 指定管理者応募先

東神楽町総務課

住 所：〒071-1592 東神楽町南1条西1丁目3番2号 複合施設はなのわ2階

電 話：0166-83-2111 (代表)

F A X：0166-83-4180

メール：soumu@town.higashikagura.lg.jp

(2) 上記以外（質問又は問い合わせ先）

東神楽町産業振興課

住 所：〒071-1592 東神楽町南1条西1丁目3番2号 複合施設はなのわ1階

電 話：0166-83-2114 (直通)

F A X：0166-83-4180

メール：shoko@town.higashikagura.lg.jp

【別表2の1（農村公園条例）】

区分	利用料金		備考
	単位	金額	
テニスコート	1面1時間当たり	600円	
スタンダードカーサイトA	1泊1サイト当たり (流し台、電源付)	5,600円 【定員：6名】	チェックアウト時間 (10時)以降延長するものは5割増しとする(延長時間は16時までとする)。定員を超える場合、1人につき500円加算
スタンダードカーサイトB	1泊1サイト当たり (電源付)	4,200円 【定員：6名】	
キャンピングカーサイト	1泊1サイト当たり (流し台、電源付)	7,100円 【定員：10名】	
フィールドサイト	1泊1サイト当たり	2,900円	
研修室	昼間	2,500円	
	夜間	3,000円	8時から18時まで

【別表2の2（森林公園条例）】

区分	利用料金		備考
	単位	金額	
キャンプ場利用料金（日帰り）	1日1人	500円	小学生以上
キャンプ場利用料金（宿泊）	1泊1人	500円	テント宿泊者・小学生以上
キャビン	1基	8,500円 【定員：6名】	日帰り半額・キャンプ場利用料金含む。定員を超える場合、1人につき500円加算
テント張料（宿泊用）	1張	700円	持込み
テント張料（タープ・スクリーンテント）	1張	700円	持込み
ボート（ローボート）	1台	400円	1回の利用料金は30分単位
ボート（その他のボート）	1台	600円	1回の利用料金は30分単位
サイクルモノレール	1台	400円	1周
バスケットコート	1面	200円	1回の利用料金は30分単位
パークゴルフ場 平日	1ラウンド	300円	
	1日券	600円	
パークゴルフ場 土・日・祝祭日	1ラウンド	500円	
	1日券	1,000円	
ゴーカート	1台	300円	1人乗車1周
		500円	2人乗車1周
自転車	1台	500円	2時間以内 2時間を超える場合1時間ごとに200円加算
休憩室兼食堂	1室	4,400円	
研修室	1室	1,100円	

【別表2の3（河川敷運動公園条例）】

有料公園施設		使用料		
公園名	施設名	単位	金額	備考
河川敷公園	パークゴルフ	1 ラウンド	300円	
		1 日券	500円	

【別表3（リスク分担表）】

種 類	内 容	負 担 者	
		東神楽町	指定管理者
物価の変動等	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による診療報酬等の収入減		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	施設周辺地域との協調、施設の管理運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情・要望等への対応		○
法令の変更	施設等の設置基準の変更により施設等の新設又は改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	管理基準の変更を要する法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力 ※1	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、落雷、火災、争乱、暴動その他の町又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増	○	
	不可抗力による業務の変更、中止、延期		○
運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部利用停止		○
事業の中止・延期	建物所有者の責任による遅延、中止	○	
	事業者の責任による遅延、中止		○
	事業者の事業放棄、破綻		○
書類の誤り	仕様書等、町が責任を持つ書類の誤り	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤り		○

資金調達等	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
施設・設備の損傷 ※2	設備修繕、補修、改修のうち、大規模で基幹的なもの	○	
	上記以外		○
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理、運営上の安全性の確保及び周辺環境の保全	○	○
セキュリティ	管理の不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途において、業務を廃止した場合における事業者の原状回復、撤収費用及び新しい指定		○

### ※1 天災等の不可抗力の対応

- ・施設、機器等が復旧困難な被害を受けた場合は、業務一部又は全部の停止を命じる場合があります。
- ・災害発生時は、その復旧に要する経費は、町及び指定管理者との協議によります。
- ・災害発生時は、罹災者への対応・待機など、災害対応のために業務の一部又は全部の停止を命じる場合があります。
- ・施設又は利用者が被災した場合は、迅速かつ適切に対応し、災害時の拡大防止に努めるとともに、直ちに町に報告することとします。
- ・町は、原則として指定管理者に対する休業補償は行いません。

### ※2 施設・設備の損傷

施設・修繕等の実施及び費用負担区分は、次の表の実施区分に従い、町と指定管理者それぞれが費用を負担するものとします。ただし、天災その他の不可抗力による建物等の損壊復旧にかかる費用の負担については、町と指定管理者で別途協議することとします。

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			東神楽町	指定管理者	
建物	大規模修繕、資本的支出及び見積額1件30万円以上(消費税及び地方消費税を含む。)の修繕	躯体、基礎軸組、鉄骨部分、小屋組等	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である町が管理すべきものであるため、必要に応じて町が行うものとします。



	小中破修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が行うものとします。
構築物・機械装置	資本的支出及び見積額1件30万円以上(消費税及び地方消費税を含む。)の修繕			○	
	小中破修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が行うものとします。
上記以外の建物、構築物・機械装置、工具器具備品の改造等		模様替えや自主事業等に係るもの		○	指定管理者が、サービス向上や効率的な管理運営のために行うもので、実施した部分についての権利を将来に渡って主張しないことを条件とします。

《基本的な考え方》

1. 施設等の修繕は、将来投資額の抑制を図るべく、指定管理者は、その趣旨を十分理解したうえで、維持管理に努めてください。
2. 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持修繕は、施設の管理に付随するものであるため指定管理者が実施し、それ以外は町が実施することとします。
3. 指定管理者は、建物の修繕や機械装置の新設又は修繕にあたっては、原則としてあらかじめ町と協議し、承認を受けることとします。
4. 指定管理者が故意又は過失により施設等を破損した場合は、金額にかかわらず指定管理者が負担するものとします。

【別表 4（指定管理者応募団体等の提出書類等一覧表）】

提出部数：それぞれ正本 1 部、副本（写し） 9 部

(1)	指定管理者指定申請書	(様式 1)	◎
	① 申請団体等の概要	(様式 1-1)	◎
	② 申請の理由	(様式 1-2)	◎
(2)	事業計画書	(様式 2-1～2-13)	◎
(3)	収支計画書（指定管理期間の各年度ごとに作成）	(様式 3)	◎
(4)	定款及び寄付行為（法人以外の団体等にあつては、規約等これに準ずるもの）		○
(5)	登記簿謄本あるいは登記事項証明及び印鑑証明書 （申請前の 3 ヶ月以内に取得したもの）		◎
(6)	法人等の収支決算書及び事業報告書	※過去 3 事業年度分	○
	① 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費、売上原価の内訳書を含む）	※過去 3 事業年度分	○
	② 事業（営業）報告書	※過去 3 事業年度分	○
	③ 株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書、法人税申告書（法人事業概況説明書含む）及び法人住民税申告書、減価償却明細書の写し	※過去 3 事業年度分	○
(7)	直近 1 年間の国税、都道府県税及び市町村税の滞納がない旨の証明書		
	① 国税（法人税、消費税及び地方消費税） 都道府県税（法人税、法人事業税等）	※発行日から 3 ヶ月以内	△
	② 法人町民税等 ※東神楽町内に本店・支店又は営業所等を有する法人等	※発行日から 3 ヶ月以内	△
(8)	上記のほか町長が特に必要と認める書類		
	① 役員名簿及び履歴書	提出日現在	○
	② 主な株主又は出資者の名簿		○

	③施設管理に必要な資格を有することを証明できる書類		○
	④ 類似施設の管理実績を証明することができる書類 (指定管理者指定通知の写しや一部業務委託の契約書の写し等)		△
	⑤ 誓約書	様式有	◎
(9)	共同企業体構成員及び共同企業体応募の場合における各団体等の役割、責任分担に関する事項	(書式 1-1、1-2)	△

◎ 必ず添付してください。

○ 内容が確認できる資料であれば、総会資料等でも可。

△ 該当する場合 {(7)については国税等が課税されている場合} は添付してください。

(6) の書類について、グループ企業である場合はグループ内に関する書類も提出してください。